川西市教育委員会後援名義使用に関する規程

 　　　　　　　 制定　平成19年月15日教育委員会規程第1号

 　　　　　　　 改正　平成20年11月10日教育委員会規程第1号

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　改正　令和2年12月1日教育委員会規程第1号

　（趣旨）

第１条　この規程は、川西市教育委員会（以下「委員会」という。）の後援名義の使用に　関し、その取扱い及び事務処理に関し、必要な事項を定めるものとする。

　（使用を許可する名義）

第２条　使用を許可する名義は、川西市教育委員会とする。

　（後援の実施）

第３条　委員会の後援は当該事業に後援する団体としての名義使用に限るものとし、物的　及び財政的援助は行わないものとする。ただし、この規程とは別の定めにより委員会が　交付する補助金等については、この限りでない。

　（名義使用の許可）

第４条　後援名義の使用をしようとする者は、あらかじめ、委員会の許可を受けなければ　ならない。

　（名義使用許可申請の手続）

第５条　前条の許可を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、後援名義使用許　可申請書（様式第１号）に次に掲げる書類を添えて、委員会に提出しなければならない。

 (1)　事業を実施する者（以下「主催者」という。）の存在を明らかにする書類

 (2) 事業の目的、内容及び計画を明らかにする書類

 (3)　事業において参加費用等の徴収を伴う場合は、収支予算書

 (4)　前３号に掲げるもののほか、委員会が特に必要と認める書類

　（審査及び許可決定）

第６条　委員会は、前条の申請を受理したときは、速やかにその内容を審査し、後援名義　の使用を許可することが適当と認めたときは後援名義使用許可書（様式第２号）を、不　適当と認めたときは後援名義使用不許可通知書（様式第３号）を申請者に交付するもの　とする。

２　後援名義の使用を許可する期間は、申請者が後援名義使用許可書の交付を受けた日か　ら当該事業が終了する日までとする。

３　委員会は、前項の規定による許可に際し、必要な条件を付すことができる。

　（名義使用許可の要件）

第７条　委員会は、主催者及び事業内容等が次の各号に掲げる要件を全て備えていると認　める場合に限り、後援名義の使用を許可することができる。

 (1)　川西市における教育、学術、文化並びにスポーツの振興、又は福祉の向上に寄与す　　ると認められる事業であること。

 (2)　主催者の存在が明らかで、事業を完全に遂行する能力が十分であること。

 (3) 事業の実施目的及び内容が、政治的活動又は宗教的活動に関連しないこと。

 (4) 事業の実施において、営利又は売名行為を伴わないこと。

 (5) 参加料及び出品料等を徴収する場合は、その額が社会通念上妥当な額であること。 (6)　参加者等に金品の寄付又は援助を強要するものでないこと。

 (7)　事業の実施において、公衆衛生及び事故防止について、十分な対策が講じられてい　　ること。

 ２　前項の規定に関わらず、公共性又は公益性が高い事業であって、委員会が特に必要と認めるときは、後援名義の使用を許可することができる。

　（使用者の遵守事項）

第８条　後援名義使用許可書の交付を受けた者（以下「使用者」という。）は、次に掲げ　る事項を遵守しなければならない。

 (1)　委員会の名義を使用した印刷物等を委員会に提出すること。

 (2) 迷惑行為若しくは暴力行為又は公序良俗に反する行為を一切行わないこと。

 (3)　前２号に掲げるもののほか、委員会が必要と認めて指示する事項

　（事業の中止又は申請内容の変更）

第９条　使用者は、事業を中止し、又は申請内容に変更が生じたときは、直ちに委員会に　申し出なければならない。

２　使用者は、前項の申出を行ったときは、後援名義使用許可事業変更等届（様式第４号）　を、速やかに委員会に提出しなければならない。

３　前項の規定にかかわらず、使用者は、申請内容に著しい変更が生じたときは、再度第　６条第１項の許可を受けなければならない。

　（許可の取消し）

第１０条　委員会は、使用者が、虚偽の申請若しくは不正な手段により後援名義の使用許　可を受けたとき、第６条第３項若しくは第７条の規定による条件等を満たさなくなった　とき、又は第８条に規定する事項を遵守しないときは、後援名義の使用許可を取り消す　ことができる。

２　前項の規定により、後援名義使用許可を取り消したときは、委員会は、後援名義使用　許可取消通知書（様式第５号）により、その旨を使用者に通知するものとする。この場　合において、後援名義使用許可を取り消したことによる損害は、使用者が全て負うもの　とする。

　（事業完了報告）

第１１条　後援名義使用の許可を受けた者は、事業終了後１箇月以内に、後援名義使用事　業完了報告書（様式第６号）に収支決算書を添えて、委員会に提出しなければならない。

　（事務分掌等）

第１２条　この規程に定める事務は、当該事業若しくは申請者を所管する委員会事務局に　おける室、課又は地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和３１年法律第１６２　号）第３０条の規定により設置された教育機関において処理するものとする。

　（補則）

第１３条　この規程に定めるもののほか、委員会の後援名義の使用に関し必要な事項は、　教育長が別に定める。

　　　付　則（平成１９年３月１５日教育委員会規程第１号）

　この規程は、平成１９年４月１日から施行する。

　　　付　則（平成２０年１１月１０日教育委員会規程第１号）

　この規程は、平成２０年１１月１０日から施行する。

付　則（令和２年１２月１日教育委員会規程第１号）

この規程は、令和２年１２月１日から施行する。